

お知らせ

東京都

東京都は、東京都世田谷区給田三丁目及び南烏山六丁目地内において、東京都計画道路事業区画道路都市高速鉄道第十号線付属街路第四号線の事業を行います。

都市計画法の事業認可の告示は平成二十六年二月二十八日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のとおりお知らせいたします。

一 本事業の概要について

東京都計画道路事業区画道路都市高速鉄道第十号線付属街路第四号線は、世田谷区給田三丁目から南烏山六丁目地内に至る延長約四百九十五メートル、計画幅六メートルから八・五メートルの東西方向の付属街路です。

二 (一) 用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方など、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(二) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

三 (一) 土地価格の固定について、

東京都は、平成二十六年二月二十八日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(二) 建築等の制限について

平成二十六年二月二十八日からは、事業地内で次のことをする場合は、当該区長等の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更。
- ・ 建築物や工作物の建設。
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積。

(三) 土地建物の売買の制限について

平成二十六年三月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

四 事業地の範囲がわかる図面は、世田谷区都市整備部都市計画課に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都 建設局道路建設部鉄道関連事業課

電話 〇三(五三二〇)五三三三

連絡先

東京都世田谷区桜上水五丁目二十九番二十号

京王電鉄株式会社 工務部連続立体交差用地事務所

電話 〇三(五三一七)六二六三

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

公益財団法人 東京都道路整備保全公社 用地部用地推進課

電話 〇三(五三八一)三三三三

